

令和8年度のこども・子育て施策に関する主な国の動向について

1 「こども誰でも通園制度」の実施

本制度は、就労の有無や働き方にかかわらず、全てのこども（0歳6か月～満3歳未満）が地域の保育所・認定こども園・幼稚園等で、月一定時間（原則10時間程度まで）まで利用できる新たな通園給付制度であり、令和8年度より全自治体で本格実施される。

県は、市町村が行う給付費の支給に要する費用の一部を負担する。

2 いわゆる高校無償化・学校給食費の抜本的な負担軽減

公立・私立高等学校の授業料について、令和8年度より高等学校等就学支援金が拡充され、所得制限を設けず、年額で公立校は11万8800円、私立校は45万7200円を上限に支給されることにより、授業料の実質無償化が図られる。

また、学校給食費の負担軽減については、公立小学校に通う全ての児童を対象に、保護者の所得にかかわらず、児童1人当たりの基準額により支援する。

3 「こども性暴力防止法」の施行

「こども性暴力防止法」が令和8年12月25日に施行されることとなり、学校や保育所等、こどもと日常的に接する業務を行う事業者は、従業員等の採用時や配置時に、過去の性犯罪歴の有無を「日本版D B S（犯罪証明管理及び発行システム）」により国（こども家庭庁）に確認するなど、こどもを性暴力から守る取組が求められる。

各事業者は制度開始に向け、就業規則の整備や相談窓口の設置等、体制整備をする必要がある。